

第123回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

書面（郵送）またはインターネットによる
議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

開催
場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー32階 アクアマリン32

末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場へのご来場はできるだけお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使を強くお願い申し上げます。

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員
である取締役を除く）
5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	19
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

KATO

株式
会社

加藤製作所

(証券コード6390)
2022年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東大井一丁目9番37号

株式
会社 **加藤製作所**
代表取締役
社 長 加藤 公 康

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日の来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

議決権の事前の行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページ記載のご案内に沿って、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー32階 アクアマリン32

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

○お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○お知らせ

- ・当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト (<http://www.kato-works.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。従いまして、本添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - (1)事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及びその運用状況」および「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - (2)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3)計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kato-works.co.jp/>) に修正内容を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

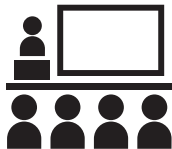
新型コロナウイルス感染拡大防止に向け株主総会当日の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【当社の対応】

- ・出席役員・運営スタッフは事前に体調確認・検温を実施し、当日はマスクを着用いたします。
- ・会場受付および議長席に飛沫防止用のアクリル板を設置いたします。
- ・会場入口および会場内数カ所にアルコール消毒液を設置いたします。

【株主様へのお願い】

- ・ご来場の際にスタッフによる検温を実施いたします。なお、計測時に37.5度以上の発熱や体調不良が見受けられる場合は、ご入場をお断りいたします。予めご了承願います。
- ・会場内ではマスクの着用をお願いします。またアルコール消毒液の使用にご協力ください。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で 議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで 議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封
の議決権行使書用紙を会場受付へご提出
ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 123456789 議決権行使期間 10日

〇〇〇〇株式会社 印

取組は、〇〇〇〇CHOCの開催の決議
〇〇〇〇株主総会開催決議、議決権行使の決議
(注) 本封筒の裏面に「取組」(裏面に記載
で取組)の名称が記載されている場合があります。

〇〇〇〇 CH 日

先議案につき
の賛否を
ない場合は、我
議決権行使の
たものとして取
押してください。

〇〇〇〇
株主様

103-8670
〒100-0001 東京都千代田区
2-1-1
みずほ 花子

議案	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否
第1号								
第2号								
第3号								
第4号								

1. 各議案の賛否を「賛」または「否」の欄に○印を記入してください。
2. 賛成の場合は「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印を記入してください。
3. 賛成の場合は「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印を記入してください。
4. 賛成の場合は「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印を記入してください。
5. 一部の候補者を賛成の場合は「賛」の欄に○印を、反対の場合は「否」の欄に○印を記入してください。

インターネット
議決権行使
ログインURL

〇〇〇〇株式会社

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号、第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分まで

議決権行使
ウェブサイト

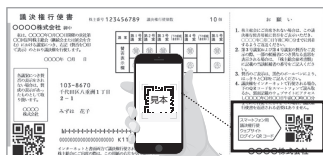
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

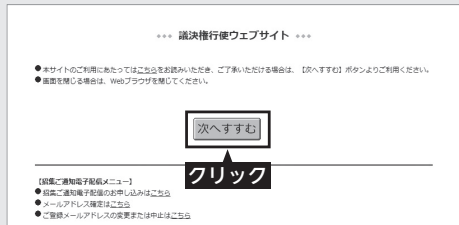
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

受付時間
0120-768-524 年未年始を除く9:00~21:00

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

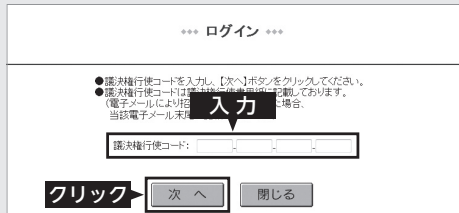
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



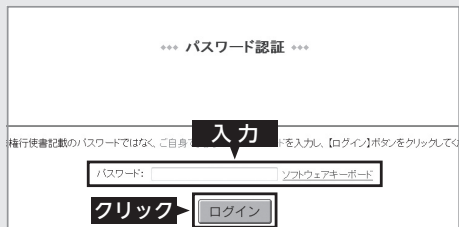
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、安定配当を基本としながら、持続可能な企業価値の向上および財務体質の健全性の維持を図るため、内部留保に留意しつつ、連結業績および配当性向等を総合的に勘案したうえで配当金を決定しております。

当期の中間配当金につきましては無配といたしましたが、期末配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき10円といたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 117,172,520円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1 <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案は妥当であり、本総会において陳述すべき特段の事項はない旨の意見を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	加藤 公康 <small>かとう きみ やす</small>	代表取締役社長	再任
2	渡邊 孝雄 <small>わた なべ たか お</small>	取締役執行役員	再任
3	石居 孝嗣 <small>いし い たか つぐ</small>	取締役執行役員	再任
4	近藤 康博 <small>こん どう やす ひろ</small>	取締役執行役員	再任
5	狼 嘉彰 <small>おおかみ よし あき</small>	取締役	再任 社外 独立

候補者番号

1

かとう きみやす
加藤 公 康

再任

- 生年月日
1968年8月25日生
- 所有する当社の株式の数
352,676株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100 %)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当社入社
1993年7月 当社監査役室長
1996年8月 当社技術本部長
1997年5月 当社資材本部長
1997年6月 当社取締役技術本部長・資材本部長
2001年6月 当社取締役・常務執行役員経営企画担当
2004年6月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

加藤（中国）工程机械有限公司董事

取締役候補者とした理由

同氏は、当社代表取締役社長として豊富な経験を有し、現在も当社の最高執行責任者としてリーダーシップを発揮し、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

わた なべ たか お
渡 邊 孝 雄

再任

- 生年月日
1961年12月25日生
- 所有する当社の株式の数
4,107株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100 %)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
2012年4月 当社名古屋支店長
2015年5月 当社建機営業部長
2015年7月 当社執行役員営業部長（建設機械担当）
2018年6月 当社取締役・執行役員国内営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社の営業部門の業務に携わり、国内市場において、豊富な経験と実績を有しており、現在取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

3

いし い たか つぐ
石 居 孝 嗣

再任

- 生年月日
1955年1月30日生
- 所有する当社の株式の数
4,107株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年4月 石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社IHI）入社
2003年7月 同社エネルギー事業本部電力プロジェクト海外営業部
部長
2007年7月 同社クアラルンプール事務所 所長
2012年6月 IHI建機株式会社（2016年11月 株式会社KATO
HICOMに商号変更）取締役営業統括部 統括部長
2017年6月 同社取締役営業統括部統括部長兼当社海外営業統括部長
2018年3月 当社海外営業統括部長兼HICOM事業部営業統括部長
2018年6月 当社取締役・執行役員海外営業部長
2020年6月 当社取締役・執行役員海外統括本部長兼海外営業部長
2021年6月 当社取締役・執行役員海外統括本部長兼海外営業部長兼
中国統括本部長兼情報システム部担当
2022年4月 当社取締役・執行役員海外統括本部長兼海外営業部長兼
中国統括本部長兼経営企画室長兼基幹システムプロジェ
クト室長兼情報システム部担当（現任）

重要な兼職の状況

加藤（中国）工程机械有限公司董事、加藤中駿（廈門）建機有限公司監
事、KATO IMER S.p.A.取締役、KATO EUROPE B.V.社長、
ICOMAC,INC.社長

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社IHIにおいて主に海外営業に携わり、また、IHI建機株式会社において国内および海外営業に携わるなど、豊富な経験と実績を有しております。さらには経営企画室長として中期経営計画策定を牽引し、取締役会における経営の重要事項の決定や業務執行の監督にも十分な役割を果たしていることから、同氏の能力および経験等を当社の経営に生かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

こん どう やす ひろ
近 藤 康 博

再任

- 生年月日
1960年5月13日生
- 所有する当社の株式の数
3,285株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2006年7月 当社設計第1部第2課 課長
 2010年7月 当社設計第1部 部長兼第2課 課長
 2019年6月 当社執行役員開発副本部長兼設計第1部長
 2020年6月 当社執行役員開発本部長兼設計第1部長
 2021年6月 当社取締役・執行役員開発本部長兼設計第1部長
 (現任)

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり当社主要製品の設計業務に携わり、2019年からは開発部門全体の責任者を務めております。同部門で培った豊富な識見は、今後当社の経営基盤強化に不可欠である製品の品質向上に幅広く必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

おおかみ よし あき
狼 嘉 彰

再任

社外

独立

- 生年月日
1939年7月26日生
- 所有する当社の株式の数
3,332株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1968年4月 科学技術庁航空宇宙技術研究所宇宙研究グループ研究員
 1991年4月 東京工業大学工学部機械宇宙学科教授
 1999年4月 (財)宇宙開発事業団技術研究本部特任参事・技術総監
 2000年4月 東京工業大学名誉教授 (現任)
 2000年4月 慶應義塾大学システムデザイン工学科教授
 2008年4月 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科長・教授
 2011年4月 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所顧問 (現任、現在は名誉顧問)
 2014年6月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

東京工業大学名誉教授
 慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所名誉顧問
 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) 宇宙太陽光発電システム基盤技術検討委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、航空宇宙技術研究開発に長年携わっており、当社の社外取締役に就任以降、主に当社製品の開発・設計等に関し、貴重なご意見を頂いております。今後も機械系メーカーである当社の技術的な発展および企業価値向上のため、社外取締役として、引き続き選任をお願いするものです。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学教授を歴任しており、豊富な経験、識見から当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、8年となります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、故意または重過失等の一部免責事項を除き、被保険者である当社取締役がその職務につき行った行為に起因して生じる被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されるものであり、被保険者すべての保険料を当社が負担しております。なお、各取締役候補者の選任が承認可決された場合には当該契約を更新する予定です。
3. 狼嘉彰氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で締結している会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を継続し、当該契約に基づく責任限度額については法令が規定する額とする予定です。
4. 当社は狼嘉彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本総会において再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定です。
5. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員または従業員持株会における持分を含んでおります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	いま い ひろ き 今 井 博 紀	取締役・監査等委員	再任 社外 独立
2	ざ ま しんいちろう 座 間 眞一郎	取締役・監査等委員	再任 社外 独立
3	かわ かみ とし あき 川 上 利 明	執行役員総務部長	新任

候補者番号

1

いま い ひろ き
今 井 博 紀

再任 社外 独立

- 生年月日
1971年1月15日生
- 所有する当社の株式の数
4,660株
- 取締役会への出席状況
16/16 (100%)
- 監査等委員会への出席状況
13/13 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 第二東京弁護士会登録
2015年6月 当社監査役
2016年6月 当社取締役・監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

多田総合法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、弁護士としての長年の経験により企業法務全般に関する高度な専門知識を有しております。現在当社の経営全般に対し外部の視点から業務執行に対して適切な監督や助言を行っているため、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。また、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由から当社の社外取締役として職務を適切に遂行していただけると判断しております。

なお、同氏の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。

候補者番号

2

ざ ま しんいちろう
座 間 眞一郎

再任 社外 独立

- 生年月日
1954年10月11日生
- 所有する当社の株式の数
3,422株
- 取締役会への出席状況
15/16 (93%)
- 監査等委員会への出席状況
13/13 (100%)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 学校法人玉川学園 財務部入職
2001年4月 同法人 秘書室長
2006年4月 同法人 経理部長
2009年4月 同法人 評議員
2015年3月 株式会社ハイファジェネシス監査役
2015年4月 学校法人玉川学園 理事
2018年6月 当社取締役・監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

学校法人玉川学園理事長付

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

同氏は、財務部門における経験があるほか、学校法人玉川学園の理事として学校経営に携わり、経営に関する幅広い知識を有しております。当社の経営全般に対し外部の視点から業務執行に対して適切な監督や助言を行っているため、引き続き監査等委員である取締役（社外取締役）として選任をお願いするものです。

なお、同氏の社外取締役（監査等委員）としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。

候補者番号

3

かわ かみ とし あき
川 上 利 明

新任

- 生年月日
1957年12月2日生
- 所有する当社の株式の数
1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
 2010年 7月 当社総務人事部 課長
 2014年 7月 当社総務人事部 部長
 2016年 6月 当社執行役員総務人事部長
 2020年 7月 当社執行役員経営企画部長
 2021年 7月 当社執行役員経営企画部長兼総務部長兼内部統制・コンプライアンス部担当
 2022年 4月 当社執行役員総務人事統括部 総務部長（現任）

取締役候補者とした理由

同氏は、総務人事部門をはじめ広範囲に本社部門の実務および管理を長年携わり、さらには経営企画部長および内部統制コンプライアンス部の担当も行っており、当社のガバナンス強化および業務執行に対する適切な監督や助言をいただけると判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今井博紀氏および座間眞一郎氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で締結している会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を継続し、当該契約に基づく責任限度額は法令が規定する額とする予定です。
- また、川上利明氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定です。
3. 今井博紀氏および座間眞一郎氏は社外取締役候補者であります。
- なお、当社は今井博紀氏および座間眞一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。

(ご参考) 各取締役候補者のスキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり選任された場合の各取締役候補者が特に有する専門性および経験は次のとおりとなります。

氏名	社外・独立	主な専門性・経験								
		企業経営	営業・マーケティング	国際性	財務・会計	設計・開発	製造・品質	人事・労務	IT・デジタル	法務・リスク
かとう きみやす 加藤 公康		○		○		○	○			○
わたなべ たかお 渡邊 孝雄			○							
いし い たか つぐ 石居 孝嗣			○	○					○	
こん どう やす ひろ 近藤 康博						○	○			
おおかみ よしあき 狼 嘉彰	●					○				
いま い ひろ き 今井 博紀	●									○
ざま しんいち ろう 座間 眞一郎	●				○					
かわ かみ としあき 川上 利明								○		○

(注) 上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

【ご参考】 社外役員の独立性判断基準

東京証券取引所で定める独立性に関する要件を充足する者を当社から独立性を有するものとする。但し、以下に該当する者については、その実態を踏まえて慎重に独立性を判断する。

1. 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
2. 当社から多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
3. 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
4. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
 - A. 上記1～3に該当する者。
 - B. 当社およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る一方、ワクチン接種の普及や公共投資等の施策により持ち直しつつあり、建設機械の需要も緩やかながら回復基調に転じました。

しかしながら、鋼材をはじめとする原材料価格や原油の高騰、半導体不足等によるサプライチェーンの混乱に加え、中国の景気後退やロシアのウクライナ侵攻等、業界を取り巻く事業環境は依然として厳しく、不安定な状況が継続しております。

このような状況下、当社は経営基盤の強化と事業構造改革を経営課題に掲げ、抜本的な収益力と体質改善に向けたプロジェクト（KATO Reborn Project）を立ち上げ、全社をあげて様々な施策に取り組んでまいりました。営業部門では、売上や販売台数の確保から利益重視へ販売戦略を転換するとともに、製造部門における外注業務や調達部門の発注部品の見直し等、変動費やコストの削減も併せて推進してまいりました。さらに棚卸資産の削減や事業外遊休地の売却等、財務体質の改善にも努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高は、アジア・大洋州での建設用クレーンおよび北米・欧州での油圧ショベルの販売増が主因となり、前期比50億2千9百万円増収の635億4千9百万円（前年同期比108.6%）となりました。

一方で、前述しました収益構造改革の一環として、売上原価に棚卸資産評価損等11億5千6百万円、販売費および一般管理費に加藤(中国)工程机械有限公司の貸倒引当金繰入額51億5千5百万円を計上したことに加え、特別損失に常陸那珂工場(仮称)の減損損失15億6千4百万円、KATO WORKS(THAILAND)CO.,LTD.の固定資産の減損損失14億3千万円、さらに希望退職による特別退職金等の事業構造改善費用5億5千1百万円を計上いたしました。

これらの結果、営業損失は72億2千2百万円（前年同期は営業損失28億1千万円）、経常損失は69億2千9百万円（前年同期は経常損失19億2千1百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は95億7千5百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失57億3千8百万円）となりました。

《セグメント別の状況》

① 日本

国内の建設用クレーンは、前年度のコロナショックによる需要減から緩やかな回復基調にある中、新型大型ラフターの投入効果もあり、売上高は308億8千9百万円(前年同期比101.9%)となりました。海外向け建設用クレーンは、アジア・大洋州で増加し、売上高は50億7千6百万円(前年同期比114.4%)となりました。

国内の油圧ショベル等は、公共工事・民間工事の回復から需要は堅調に推移し、売上高は114億6千3百万円(前年同期比107.3%)となりました。

海外向け油圧ショベル等は、北米向けの増加により、売上高は58億7千9百万円(前年同期比138.9%)となりました。

日本の売上高は544億5百万円(前年同期比106.1%)、セグメント損失は23億3百万円(前年同期はセグメント損失25億1千1百万円)となりました。

② 中国

中国は、インフラ投資の鈍化や地場メーカーの販売攻勢により、厳しい販売環境にて推移いたしました。

中国の売上高は60億5百万円(前年同期比89.8%)となり、貸倒引当金繰入額51億5千5百万円を計上した結果、セグメント損失は51億6千9百万円(前年同期はセグメント利益3億4千9百万円)となりました。

③ その他

その他の地域におきましては、欧州においてEUコロナ復興基金によるインフラ投資の拡大に伴い、油圧ショベル等の需要が拡大し、売上高は58億2千1百万円(前年同期比197.9%)となり、セグメント損失は1億3千8百万円(前年同期はセグメント損失10億6千3百万円)となりました。

《主要品目別売上高の状況》

単位：百万円

品目名	今期 (2021年度)	前期 (2020年度)	前年同期比
建設用クレーン	37,163	34,773	106.9%
油圧ショベル等	25,288	22,142	114.2%
その他	1,096	1,604	68.4%

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億7千1百万円となりました。主なものとしては生産設備の更新であります。

また、当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

(3) 対処すべき課題

近年、国内需要の伸び悩みに加えグローバル競争も一層激化しております。さらに鋼材等材料価格の高騰、サプライチェーンの混乱についても未だ収束の目途がたっておらず当社を取り巻く事業環境は、引き続き厳しい状況が続くものと認識しております。

このような事業環境下でも確実に利益を捻出できる企業に生まれ変わるため、当社は推進していた「KATO Reborn Project」の各施策を盛り込んだ新たな中期経営計画(2022-2024) (以下、「本中計」とする)を策定いたしました。

「スリムで骨太体質への変革」をテーマに本中計期間を次への飛躍に向けた変革の期間と位置付け、以下の基本方針に沿った施策を着実に実施してまいります。

●本中計の基本方針は以下のとおりです。

<基本方針>

収益性改善・強化	人員・設備・投資などのリソースをコア事業に集中させ、抜本的な改革を行い、収益性強化
財務体質の改善	在庫を中心とした運転資本を適正化し、資金効率を向上
将来の基盤構築	将来成長に向け、開発機種をコア事業に集中

当社グループは、経営理念である「優秀な製品による社会への貢献」のもと、建設機械メーカーとして、今後も社会の基盤づくりに寄与していくとともに、あらゆるステークホルダーから共感・支持を得られる企業であり続けられるよう、事業に磨きをかけ進化してまいります。

本中計を着実に推進し、収益性と財務体質の改善・強化を図り、さらなる株主還元の拡大を目指してまいります。

本中計の詳細については、当社HPをご確認ください。

URL：https://www.kato-works.co.jp/ir/html/1_01plan.html

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケートローン契約、コミットメントライン契約およびその他借入金契約の内、借入金残高121億7千9百万円は財務制限条項が付されているものがあります。

当連結会計年度末において、以下の条項に抵触しております。

・121億7千9百万円の内、59億9千7百万円については、各事業年度末日における連結の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと

当社は当連結会計年度において「KATO Reborn Project」を起点とした各施策を実施し、業績および財務状況の改善に取り組んでまいりました。その間、取引金融機関とは建設的な協議を重ね、当期末において財務制限条項に抵触する借入金について、期限の利益喪失の請求権を行使しないことについての合意を得ており、各施策の一環として行った資金効率改善の取組みにより手許資金は潤沢で資金繰りに懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第120期 (2019年3月期)	第121期 (2020年3月期)	第122期 (2021年3月期)	第123期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	百万円 85,409	百万円 77,894	百万円 58,519	百万円 63,549
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円 3,034	百万円 △1,329	百万円 △5,738	百万円 △9,575
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	円 258.99	円 △113.50	円 △489.75	円 △817.19
総 資 産	百万円 125,557	百万円 125,393	百万円 115,822	百万円 102,645
純 資 産	百万円 58,496	百万円 55,569	百万円 51,494	百万円 44,245

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 第123期(当連結会計年度)における経営成績の概況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
加藤(中国)工程机械有限公司	62,500千米ドル	100%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
加藤中駿(廈門)建機有限公司	3,000万人民币元	51.0%	油圧ショベル等の製品および部品の製造販売
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	1,200,000千タイバーツ	100%	建設用クレーンの製品および部品の製造販売
KATO IMER S.p.A.	3,400千ユーロ	51.0%	ミニショベル等の製品および部品の製造販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社4社を含む7社であります。
2. KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.は、2022年2月10日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(7) 主要な事業内容

区 分	主要な製品および事業内容
建設用クレーン	ラフテレーンクレーン、オールテレーンクレーン、クローラクレーン、トラッククレーン他の製造ならびに販売
油圧ショベル等	油圧ショベル・ミニショベル、クローラキャリア、アースドリル他の製造ならびに販売
その他	路面清掃車、万能吸引車他の製造ならびに販売

(8) 主要な営業所および事業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都品川区	東京支店	東京都品川区
茨城工場	茨城県猿島郡五霞町	横浜支店	神奈川県横浜市
群馬工場	群馬県太田市	名古屋支店	愛知県名古屋市
坂東工場	茨城県坂東市	大阪支店	大阪府大阪市
北海道支店	北海道札幌市	中国支店	広島県広島市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
北関東支店	埼玉県さいたま市	九州支店	福岡県福岡市
千葉支店	千葉県市原市	沖縄支店	沖縄県那覇市

② 重要な子会社

会 社 名	所 在 地
加藤 (中国) 工程機械有限公司	中国江蘇省昆山市
加藤中駿 (厦門) 建機有限公司	中国福建省厦門市
KATO WORKS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国ラヨーン県
KATO IMER S.p.A.	イタリア共和国トスカーナ州

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況
従業員数 1,196名
- ② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	754名	29(減)名	40.7才	14.6年
女性	116	1(減)	40.6	12.8
合計または平均	870	30(減)	40.7	14.4

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	12,131百万円
株式会社みずほ銀行	6,257百万円
株式会社三井住友銀行	5,067百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,759百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 46,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,743,587株 (自己株式 26,335株を含む)
- (3) 株主数 7,255名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,180 千株	10.07 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,084	9.25
第一生命保険株式会社	652	5.57
株式会社りそな銀行	573	4.89
加藤 公 康	341	2.91
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	309	2.64
日本生命保険相互会社	228	1.95
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	213	1.82
住友生命保険相互会社	186	1.59
加藤製作所従業員持株会	179	1.54

(注) 持株比率は、自己株式 (26,335株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 公 康	加藤（中国）工程机械有限公司董事
取締役専務執行役員	岡 田 美 津 男	製造本部長兼茨城工場長 ISO・プロダクトサポート部・品質保証部担当
取締役執行役員	渡 邊 孝 雄	国内営業本部長
取締役執行役員	石 居 孝 嗣	海外統括本部長兼海外営業部長兼中国統括本部長 KATO IMER S.p.A.取締役 KATO EUROPE B.V.社長 ICOMAC,INC.社長 情報システム部担当 基幹システムプロジェクト室長
取締役執行役員	近 藤 康 博	開発本部長兼設計第1部長
取 締 役	狼 嘉 彰	東京工業大学名誉教授、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所名誉顧問、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）宇宙太陽光発電システム基盤技術検討委員会委員長
取 締 役 (常勤監査等委員)	柳 義 孝	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	室 中 道 雄	室中公認会計士事務所代表
取 締 役 (監 査 等 委 員)	今 井 博 紀	多田総合法律事務所 弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	座 間 眞 一 郎	学校法人玉川学園理事長付

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 取締役 井上芳樹氏は、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - (2) 取締役 小西二郎氏は、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
 - (3) 取締役 近藤康博氏は、2021年6月29日開催の第122回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役狼嘉彰、取締役（監査等委員）室中道雄、取締役（監査等委員）今井博紀、取締役（監査等委員）座間眞一郎の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役狼嘉彰、取締役（監査等委員）室中道雄、取締役（監査等委員）今井博紀、取締役（監査等委員）座間眞一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）室中道雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤の監査等委員に柳義孝氏を選定した理由といたしましては、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行を行わない取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項および当社定款第27条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

<基本方針>

・当社の取締役報酬に関しては、2016年6月29日開催の第117回定時株主総会において監査等委員を除く取締役の報酬については、総枠で年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額については、総枠で年額50百万円以内とすることを決議いたしました。なお、取締役の員数については定款で12名以内（うち監査等委員である取締役は5名以内）と定めており、当該議案の決議時点における監査等委員であるものを除く取締役は6名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は3名です。当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責、業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

・過半数が社外取締役で構成されている指名・報酬委員会は、取締役報酬等の額および算定方法ならびに個人別の報酬等の内容について、取締役会に対して答申を行っており、取締役会はその答申の内容を尊重して決定しております。

①基本報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。なお、取締役の基本報酬個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業ならびに委嘱業務の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

②業績連動報酬の決定に関する方針

業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、事業年度ごとの目標とする会社業績や経営指標等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画との整合性を図り、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

③非金銭報酬等の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬を中長期の業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として与えるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として会社業績や中期経営計画の経営指標等をベースに算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において取締役への譲渡制限付株式の付与を決議し、付与することとしております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、当社全体の業績に加え、各取締役の担当事業および委嘱業務の業績を踏まえた評価を行うため、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の加藤公康が取締役会より委任を受け内容の決定をしております。第123期における各取締役の報酬額については上記に従い算定することで2021年7月14日開催の取締役会にて決議しております。

⑤取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	95	95	-	-	9
監査等委員である取締役	24	24	-	-	4
合 計 (うち社外役員)	119 (23)	119 (23)	- (-)	- (-)	13 (4)

(注) 1.上記、取締役の報酬等の額には、使用人分給与は含まれておりません。

2.当事業年度において業績連動報酬および非金銭債権報酬については、指名・報酬委員会にて中間決算の状況および通期の見通しを総合的に勘案し、今期は見送る旨を取締役会へ答申し、取締役会が受領したため、ございません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役狼 嘉彰氏の兼職先である東京工業大学、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）室中道雄氏の兼職先である室中公認会計士事務所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）今井博紀氏の兼職先である多田総合法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）座間眞一郎氏の兼職先である学校法人玉川学園と当社の間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	狼 嘉 彰	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、大学教授としての専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	室 中 道 雄	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、監査等委員会13回のすべてに出席し、公認会計士として企業会計に精通する専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	今 井 博 紀	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席し、監査等委員会13回のすべてに出席し、弁護士として企業法務全般に関する専門的な見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
取締役（監査等委員）	座 間 眞 一 郎	当事業年度開催の取締役会全16回中15回に出席し、監査等委員会13回のすべてに出席し、学園理事として培った経営全般に関する幅広い見地から、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

49百万円

② 当社ならびに当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選任した監査等委員は、解任後最初の招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	77,417	流動負債	35,555
現金及び預金	18,669	支払手形及び買掛金	5,181
受取手形	6,094	電子記録債務	7,977
売掛金	22,245	リース債務	145
商品及び製品	18,229	短期借入金	13,109
仕掛品	4,866	1年内償還予定の社債	524
原材料及び貯蔵品	8,974	1年内返済予定の長期借入金	4,422
その他	618	未払法人税等	149
貸倒引当金	△2,281	賞与引当金	478
固定資産	25,228	製品保証引当金	1,001
有形固定資産	21,185	事業構造改善引当金	462
建物及び構築物	10,838	その他	2,103
機械装置及び運搬具	2,702	固定負債	22,844
土地	6,540	社債	3,088
リース資産	267	長期借入金	17,565
建設仮勘定	39	退職給付に係る負債	440
その他	796	リース債務	129
無形固定資産	399	繰延税金負債	529
投資その他の資産	3,643	その他	1,092
投資有価証券	2,192	負債合計	58,400
破産更生債権等	9,258	(純資産の部)	
繰延税金資産	427	株主資本	38,502
その他	989	資本金	2,935
貸倒引当金	△9,223	資本剰余金	7,109
資産合計	102,645	利益剰余金	28,495
		自己株式	△38
		その他の包括利益累計額	4,640
		その他有価証券評価差額金	37
		為替換算調整勘定	4,695
		退職給付に係る調整累計額	△92
		非支配株主持分	1,102
		純資産合計	44,245
		負債及び純資産合計	102,645

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		63,549
売上総利益		56,913
売上及び一般管理費		6,635
営業外損収		13,857
受取利息	84	7,222
割賦販売受取利息	60	
受取当金	25	
持分法による投資利益	70	
為替差益	349	
受取賃貸料	210	
その他	209	1,011
営業外費用		
賃貸費用	279	
支払利息	297	
支払手数料	125	
その他	16	718
経常損益		6,929
特別損益		
固定資産売却益	1,374	
投資有価証券売却益	84	1,458
特別損失		
減損損失	2,995	
事業構造改善費用	551	3,546
税金等調整前当期純損失		9,017
法人税、住民税及び事業税	159	
法人税等調整額	413	572
当期純損失		9,590
非支配株主に帰属する当期純損失		14
親会社株主に帰属する当期純損失		9,575

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

2022年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,905	流動負債	30,559
現金及び預金	15,065	支払手形	568
受取手形	5,654	電子記録債権	7,977
売掛金	13,349	短期借入金	3,332
商品及び製品	13,152	1年内償還予定の社債	10,230
仕掛品	4,066	1年内返済予定の長期借入金	524
原材料及び貯蔵品	7,273	未払金	4,342
前渡金	0	未払法人税等	555
前払費用	226	未払法人税等	96
関係会社短期貸付金	1,305	未払費用	331
その他の他	124	前払受取債権	178
貸倒引当金	△311	預り債権	145
固定資産	26,922	賞与引当金	121
有形固定資産	18,543	製品保証引当金	474
建築物	8,600	事業構造改善引当金	970
機械及び装置	1,200	その他	441
車両運搬具	2,388		268
工具、器具及び備品	116	固定負債	22,151
土地区画	329	社債	3,088
リース資産	5,628	長期借入金	17,510
建設仮勘定	267	退職給付引当金	310
無形固定資産	202	繰上債	129
ソフトウェア	172	繰上税金負債	15
ソフトウェア仮勘定	9	その他	1,098
その他の他	20	負債合計	52,711
投資その他の資産	8,176	(純資産の部)	
投資有価証券	252	株主資本	34,082
関係会社株式	6,521	資本金	2,935
関係会社長期貸付金	1,361	資本剰余金	7,109
破産更生債権等	2,614	資本準備金	7,109
長期前払費用	45	利益剰余金	24,075
その他の他	932	利益準備金	733
貸倒引当金	△3,552	その他利益剰余金	23,341
資産合計	86,827	研究開発積立金	1,460
		別途積立金	26,560
		繰越利益剰余金	△4,678
		自己株式	△38
		評価・換算差額等	34
		その他有価証券評価差額金	34
		純資産合計	34,116
		負債及び純資産合計	86,827

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	金 額 百万円	金 額 百万円
売上高		54,405
売上原価		49,437
売上総利益		4,968
販売費及び一般管理費		7,262
営業外損収		2,294
受取利息	29	
割賦販売受取利息	43	
受取配当金	161	
受取口イヤリテイ	171	
為替差益	265	
受取賃貸料	232	
貸倒引当金戻入	130	
その他	124	1,159
営業外費用		
賃貸費用	279	
支払利息	166	
社債利息	11	
貸倒引当金繰入	1,230	
支払手数料	123	
その他	35	1,847
経常損失		2,982
特別損益		
固定資産売却益	1,374	
投資有価証券売却益	84	1,458
特別損失		
子会社株式評価損失	2,476	
減損損失	1,564	
事業構造改善費用	469	4,510
税引前当期純損失		6,033
法人税、住民税及び事業税	79	
法人税等調整額	△0	79
当期純損失		6,113

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 加藤製作所
取締役 会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 稲野 辺 研
業務執行社員
指定社員 公認会計士 臼田 賢 太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社加藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 加藤製作所
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 稲野 辺 研
業務執行社員

指定社員 公認会計士 臼田 賢 太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社加藤製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社加藤製作所 監査等委員会

常勤監査等委員	柳	義	孝	Ⓔ	
監査等委員	室	中	道	雄	Ⓔ
監査等委員	今	井	博	紀	Ⓔ
監査等委員	座	間	眞	一郎	Ⓔ

(注) 監査等委員 室中道雄、今井博紀及び座間眞一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

品川プリンスホテル
メインタワー32階 アクアマリン32

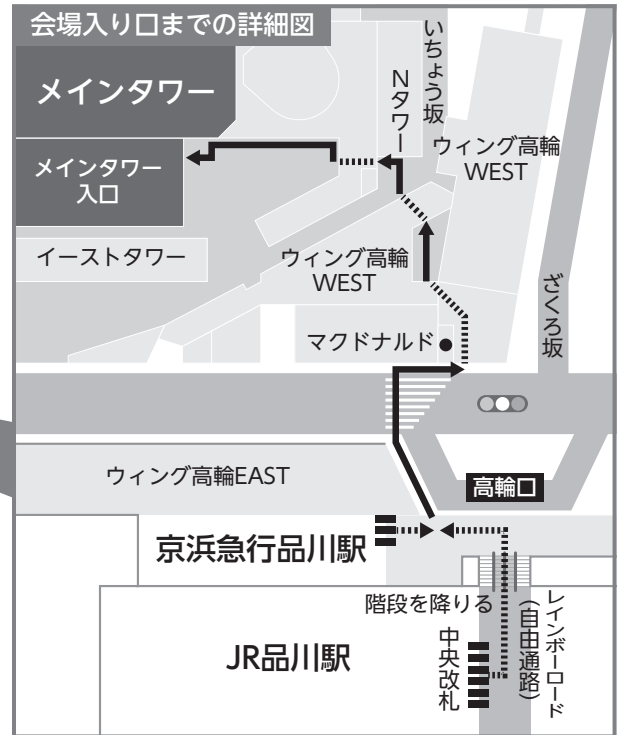
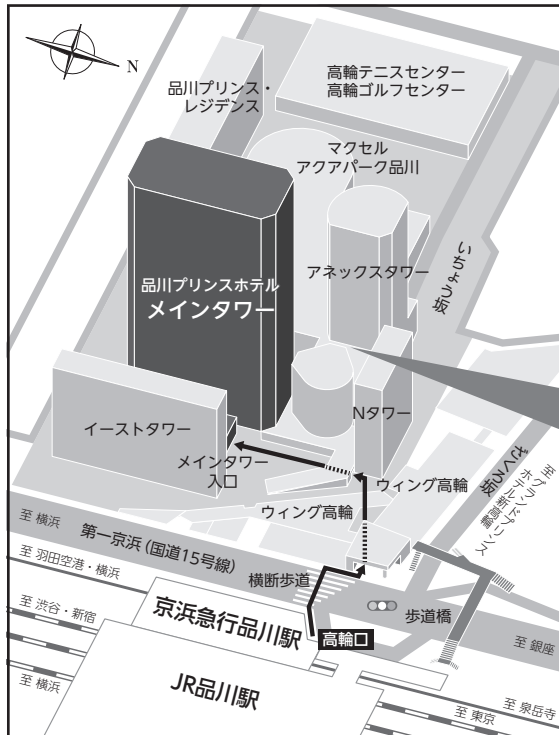
東京都港区高輪四丁目10番30号 / 電話 (03) 3440-1111 (代表)

〔会場ご入場時のお願い〕

体温の計測、マスクの着用、手指の消毒等の感染拡大防止へのご協力をお願い申し上げます。
なお、計測時37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りいたします。

交通のご案内

J R線・京浜急行線「品川駅」(高輪口) より徒歩約3分



- ・品川プリンスホテルメインタワー入口から2階までエスカレーターをご利用いただき、2階より宴会場専用エレベーターで32階の会場受付までお越しください。
- ・ご来場に際しましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。